



石運整第244号  
平成29年9月20日

バス運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



### バスの車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施について

バス車両については、適切な点検整備を実施しない場合、火災に至り、大きな事故につながることから、バス事業者に対して「事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について」（平成28年2月19日付け国自整第370号、国自安第254号）により、適切かつ確実な点検整備の実施を徹底しているところですが、去る9月9日、愛知県岡崎市の新東名高速道路において高速乗合バスの火災事故が発生し、更に9月14日、北海道小樽市の国道において回送中の乗合バスの火災事故が発生しました。

上記2件の火災事故の原因については、現在調査中ですが、いずれも三菱ふそう社製の型式MS96VPであり、また、同型式については、上記の2件のほか、過去2年間で火災事故が3件発生しています。このような状況を受けて、当該型式のバスについて、「車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について」（平成28年4月22日付け国自整第16号、国自安第6号）別添「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」等を参考に、緊急に点検整備を実施するとともに、三菱ふそう社と協力のうえりコール等の改善措置を受けるよう貴社関係者に対し周知徹底をお願いします。

なお、緊急点検の実施結果及びリコール等の改善措置実施状況について、別添報告様式により、10月11日までに石川運輸支局検査・整備・保安部門あて報告をお願いします。

また、その他のバスを含め、引き続き日常点検整備及び定期点検整備等を確実に実施するようあわせて周知徹底をお願いします。